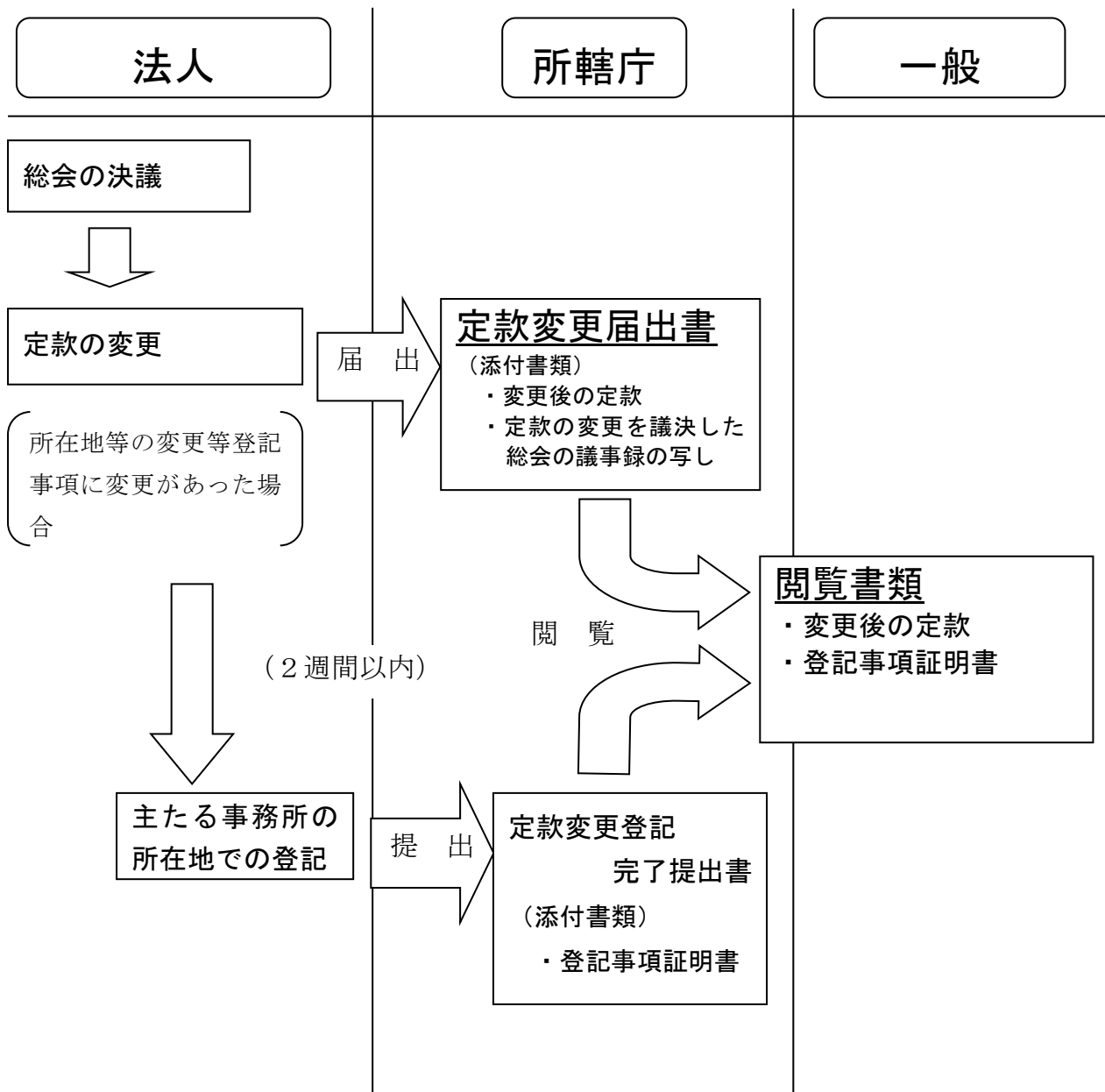


○定款の変更の届出を行う場合のフロー



届出のみで足りる場合

- ①事務所のある地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ②役員の数の変更
- ③資産に関する事項の変更
- ④会計に関する事項の変更
- ⑤事業の年度の変更
- ⑥解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ⑦公告の方法の変更
- ⑧法11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）